

高松市高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（抜粋）

（事業認可の申請）

第10条 終身賃貸事業者は、法第52条の認可の申請を当該賃貸住宅に係る法第5条第1項の登録の申請と併せて行う場合であつて、省令第32条第2項第1号に規定する場合には、同号に掲げる図書の添付を省略することができる。

（事業の認可の通知）

第11条 法第55条の規定による事業の認可の通知は、事業認可通知書（様式第9号）により行うものとする。

（事業変更認可申請書等）

第12条 法第56条第1項の規定による認可の申請は、事業変更認可申請書（様式第10号）により行わなければならない。

2 法第56条第2項において準用する法第55条の規定による通知は、事業変更認可通知書（様式第11号）により行うものとする。

（終身建物賃貸借解約申入承認申請書等）

第13条 法第58条第1項の承認を受けようとする認可事業者は、終身建物賃貸借解約申入承認申請書（様式第12号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、終身建物賃貸借解約申入承認通知書（様式第13号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（認可住宅管理状況報告書）

第14条 認可事業者は、法第66条の規定による管理の状況についての報告の求めがあつたときは、認可住宅管理状況報告書（様式第14号）により、市長に報告しなければならない。

（認可事業者地位承継届出書等）

第15条 法第67条第2項の規定による届出は、認可事業者地位承継届出書（様式第15号）により行わなければならない。

2 法第67条第3項の承認を受けようとする者は、認可事業者地位承継承認申請書（様式第16号）により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、認可事業者地位承継承認通知書（様式第17号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（事業認可取消通知書）

第16条 法第69条第2項において準用する法第55条の規定による通知は、事業認可取消通知書（様式第18号）により行うものとする。

（事業廃止届出書）

第17条 法第70条第1項の規定による事業の廃止の届出は、事業廃止届出書（様式第19号）により行わなければならない。